

アジア犯罪学会への参加

名古屋市立大学大学院人間文化研究科 山田 美香

二〇一六年六月一八〜一九日に開催されたアジア犯罪学会に、日本司法福祉学会「学会の国際活動に関する補助金」を得て参加した。学会は、以前、国賓が用いたという北京友誼賓館であり、これまで中国研究をしてきた私には、道路からこのホテルを見ただけでも幸せであった。歴史の重みがあるホテルで開催されたことは、私にはとてもいい経験となった。

日本人報告者の割合は多くはなく、今回は、韓国人報告者はほとんどいなかった。アジア犯罪学会の理事は台湾人でアメリカで博士号を取得した者が多く、英語と中国語を自由に操れることも起因しているのか、台湾人の報告者も多かった。中国人研究者、中国人民大学院生の参加は多いと見込んだが、二年前の日本大会同様、台湾人の姿が目立った。中国の大学における政治体制もあり、現職の中国人民大学教員でも報告をする手続が難しいこと、中国語部会が少ないこと、さらに費用負担の問題などがあつたため、中国人研究者の数

は少なかつた。台湾人以外は、香港、マカオ、欧米、オーストラリアの参加者がいた。ただ、今回は中国での開催であることから、中国系アメリカ人など、中国語を話す者がほとんどであつた。

これまで、私が参加したアジアにおける学会は、兩岸四地（中国、台湾、香港、マカオ）学校輔導国際学術研究会であるが、今回は、中国・台湾・香港などで、どこまで犯罪学の交流が進んでいるのか、それに関心を持っていた。

・大学生の少年支援活動に関する報告

一日目、六月一八日午後の最初のセッション（一四時から一五時半）は九部屋に分かれ、少年犯罪に関する研究は二部屋あつた。私は、そのうちの一つで報告をした。他の報告者には、台湾の少年の司法福祉、中国の移民の子どもの殺人について議論を行う者がいた。少年犯罪のセッションの報告者六名のうち三名は当日不在であつた。セッションの途中

で、登録されていないイギリス人が、バン格拉デシユの子どもの犯罪グループについて報告するなどのハプニングもあつた。

私は、大学生の少年支援活動に関する研究を報告した。地域の犯罪予防ネットワーク形成に関する研究は、小林（二〇〇〇・二一〇〇四、二〇〇六）、三矢（二〇一四）が、地域づくりとの関連で児童見守り活動、防犯まちづくりに関する研究を行っている。これらの研究は、特に大学生が関係しているわけではない。そこで、大学生が、地域におけるネットワークをどのように理解しているのか、調査結果をまとめた。そのうえで、犯罪予防の社会モデルを中心に、大学生の少年支援の意識について報告をした。本学でも、非行少年の友だち活動を中心としたBBS会を立ち上げたことから、名市大BBS会について言及した。

研究上明らかになつたのは、地域における学生の少年支援について、授業等で情報提供を行うなど、大学を通して行う方が、学生は関わりやすいということである。学生は、少年支援の現状を知らないため、活動に参加する動機が低いという状況であつた。しかし、支援グループの活動の一端を知ること、一部の学生は少年支援に関心を持つということ

も分かった。

多くの大学では、就職活動や公務員試験勉強で、三年生の夏以降はあまり時間が取れない学生が多い。そのため、入学後に教養教育の一環として、教養教育の単位としてボランティア科目にて入れる、社会的課題に対して大学として何ができるのかを積極的に考え、大学の教育制度の上に、ボランティア活動を展開していくことで、地域との連携も強まると思われる。

・少年犯罪に関する議論

二つ目のセッション（十六時から十七時半）は少年犯罪のセッションが一つあった。少年福祉に関する発表も多くみられ、特に、少年福祉との関連で、少年司法をどのように理解、解釈、運用するのが課題となった。

少年の犯罪更生に必要なことは、つまるところ、少年の将来を思いやり、どのように処遇をすべきなのかを考えることである。セッションにおいて、多くの人が、特にフィリピンの子どもの司法構築の議論について関心を持った。

議論の内容は、国連の子どもの権利条約を含めて、子どもはどんな権利を有しているのか、そのうえで非

行少年の処遇をどうするのかということ、また社会内処遇で、どのような民間支援があるのか、司法という厳格な法規による処遇のなかで、公的資源・民間資源による福祉的支援も期待されているというものであった。現在、どこまで少年に対して福祉的支援をする必要があるのか、その線引きがない状態のなかで、フィリピンの社会背景と司法の議論は、私たちが、今後考えるべきことを議論するきっかけとなった。

三つ目のセッション（十九時半から二十一時）においては、台湾、香港、マカオにおいて犯罪社会学、犯罪心理学のトレーニングを受け、量的なデータを多変量解析で分析する者が多かった。特に、質問紙調査の質問項目、変数の立て方、量的な統計の分析方法が問題となった。社会学のどの理論に基づき、それぞれに合った質問項目とするのか、喧々諤々の議論があった。

このような分析視点を中心に議論を行うのは犯罪学会ならではであるが、福祉の視点で非行少年の権利を考えるうえでも、どのように量的な研究を用いるのかが議論となればよかったが、そのような議論はなかった。福祉的な視点が司法研究に入った時、いかに少年の目の前の課題を共有し、それに対峙すべきなの

か、福祉的支援はどこまで必要なのかを考える。そこに、量的な研究から得られた研究成果も配慮される必要がある。限られた財源で、計画的に有効に資源を用いるにはどうしたらいいのか、非行と福祉との関係で、量的な研究に対する議論がさらに高まったらいいと思われた。

一方、中国の報告者は、これまでの研究成果を総括するものが多かった。中国は社会主義的な体制下における厳格な司法に対する理解があり、量的な研究より、社会主義的な理念を中心とした司法研究がまだ多いと感じた。

・CNKI

二日目は、各専門家の報告と閉会式があった、インドのセクシャルハラスメント、韓国の警察学校所長のITと犯罪について、また犯罪理論の研究、台湾の薬物犯罪に関する研究などが発表された。

このほか、CNKIの関係者も報告している。CNKIとは中国知網といい、学術データベースのことである。これまで、私もCNKIによって研究論文を読んできた。CNKIは、中国で出版された論文雑誌等の検索と閲覧が可能である。学会の報告では、過去の少年犯罪に関する研

究、データについて、どのようにこのデータベースを検索、利用することが可能なのか、分かりやすい説明とともに、犯罪学にとっても、活用が可能な重要なデータベースであることが強調された。

・北京大学図書館

二日目の閉会式ののち、北京大学図書館に行った。

北京大学図書館は、誰でも利用ができる。北京大学の門で守衛に身分証を見せると、守衛はパスポートをスキャンし、中に入れ、と言う。当然、北京大学関係者は学生証や身分証明書を示して入っているのですが、北京大学構内にどのような者がいるのか、すべてチェックされていることになる。図書館に行くとき、入り口の守衛に、三元を払い、パスポートと臨時図書カード（入館証）を交換すると、あとは自由に参観が可能である。

日曜日は、残念だが、特別蔵書室や一部の場所は開放されていない。ただ、多くの学生が日曜日でも勉強に来ており、図書館の机を利用してきず、片隅で本を読んでいる者も多かった。

北京大学の総合図書館は、司法制度、刑法や民法などの法律解釈、さ

らに矯正教育、監獄、少年犯罪に関する本があった。中国では、少年を福祉的に支援するという「少年福利」（中国語）の概念があるが、そのような書名の本は見当たらなかった。帰国後、CNKIで、少年福祉・少年福利（中国語）について検索すると、多くの論文がでてきた。

・国家図書館

国家図書館は、パスポートを見せれば誰でも閲覧できる。また手続きが分からない場合でも丁寧に対応してくれる。国家図書館は南区と北区があり、北区は新館で、新館パソコン室では電子化されたデータベースを自由に見ることができる。ここで、一九五〇年代からの少年犯罪に関する新聞記事を検索した。

南区は、館内のパソコンから申請し、書庫にある図書を見せてもらえる。ただし、中国で最も大きな図書館であるゆえ、書庫にある図書を見るには、一回申請すると、四〇〜五〇分待つ必要がある。少年犯罪の資料を見る必要から、それだけの待ち時間は必要であったが、それでも国家図書館は、以前より格段に利用しやすくなった。これまでは時間がかかるため、別の図書館を利用も考

えたが、最近では、国家図書館にある資料であれば、国家図書館を利用する場合も増えた。

参考文献

- ・Mika Yamada 'Awareness Regarding Juvenile Crime and Juvenile Support among University Students' Asian Criminological Society 8th Annual Conference(2016) Paper Abstract
- ・小林寿一「地域の非行防止活動の効果的な態様について―少年の社会参加活動を中心に―」『犯罪と非行』(158), pp.36-61, 二〇〇八年
- ・三矢勝司、吉村輝彦、秀島栄三「多様な主体の協働による地域自治を推進する組織マネジメントとネットワーク形成の支援」『社会技術研究論文集』vol.11, 二〇一四年